日本企業及び邦人向けアンケート御協力のお願い (2016年5月)

敬和綜合法律事務所

兼 Kelvin Chia Yangon Ltd.

法務省ミャンマー調査研究事業受託弁護士 鈴木健文

弊職は、2016年4月より、法務省から委託を受け、「ミャンマー連邦共和国に おける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 業務」を行っております。当該業務の一環として、ミャンマーへの進出企業及び在 留邦人の皆様を対象とした、アンケートを実施することといたしました。

何卒、御協力のほど宜しくお願い致します。

2016年6月31日までに、Eメールアドレス(ts@kcyangon.com)に御返送ください。Eメールでの返送が難しい場合には、次のいずれかの住所まで、御郵送ください。

<ミャンマー>

Level 8A, Union Financial Centre (UFC), Corner of Mahabandoola Road and Thein Phyu Road, Botahtaung Township, Yangon

Kelvin Chia Yangon Ltd.

Tel: (951) 8610348~9 (内線番号 112)

<日本>

〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 11 番 7 号 ATT 新館 11 階 敬和綜合法律事務所

Tel: 03-3560-5051

御不明点又は御質問がございましたら、Eメールアドレス(ts@kcyangon.com)あるいは、上記いずれかの連絡先まで御連絡ください。

日本企業及び邦人向けアンケート(2016年5月)

1 あれ	なた又は貴社自身について	
Q1 8	あなたの属性を教えてください。	
	在留邦人	
	日本企業又は日本関連企業等(個人事業主を含む。)(以下「日本企業	等」
	といいます。)	
<u>在留</u> ≢	<u>収入の方</u> にお尋ねします。	
Q1-1	ミャンマーに滞在している理由を教えてください。	
	日本企業等の駐在員(経営者等を含む。)	
	駐在員の家族	
	学生	
	その他()
<u>日本</u> 公	<u>企業等の方</u> にお尋ねします。	
Q1-2	事業形態を教えてください。	
	現地に独自の事業所を構えている	
	独自の事業所はなく、現地企業に委託して事業を行わせている	
	現地企業との合弁で事業所を構えている	
	その他()
Q1-3	現地に事業所を構えている場合、その事業所の性質を教えてください。	
	法人格のない事業者	
	日本企業の支店・駐在員事務所	
	現地法に基づく内国法人(100%ミャンマー資本)	
	現地法に基づく外国法人	
	その仲()

Q1-4	従業員(アルバイト等を含む。)は何名いますか。	
	5名以上	
	6名以上20名以下	
	21名以上50名以下	
	51名以上100名以下	
	101名以上	
Q1-5	資本金(支店等に対する資本金相当の投資を含む。)の額はいくらで	す
カ	19(日本円換算による概算)。	
	個人事業主であり、資本金はない。	
	100万円以下	
	100万円超 1000万円以下	
	1000万円超 5000万円以下	
	5000万円超 1億円以下	
	1億円超	
2 法的	り問題の実情について	
Q2 F	現地にいる間に直面した法的問題について教えてください(複数回答 ⁻	可)
ス	カッコ内には、具体的なトラブルの状況を記載してください。	
在留井	<u>取人の方</u>	
□滯右	E資格()
口身分	· 関係(現地関係)()
口身分	}関係(日本関係)()
□労務	務問題()
□交通	通事故()
□賃金)
□不重	协産賃貸借()
□取引)

□労働()
□刑事()
□その他()
日本企業等の方	
□起業()
□投資()
□取引()
□貿易()
□労務()
□債権回収()
□撤退()
□その他()
※ 法的トラブルについては、 <u>できる限り詳細に</u> 記載してくるが足りない場合、別紙等にて、御自由に回答ください。後トラブルの詳細について、ヒアリングの申入れをさせていますので、何卒御協力のほど宜しくお願い致します。	日、直面した法的
日本企業等の方にお尋ねします。	
Q2-1 よく生起する問題は、どのような法令に関連するもので	ですか。
□ 民法(財産法)、商法(会社法)等の基本法	
□ 知的財産法(特許法、著作権法、商標法、意匠法、不可	正競争防止法等)
□ 競争法(独占禁止法等)	
□ 投資関係法令	
□ 特別な契約法 (消費者契約法、金融商品取引法等)	
□ 刑事法	

	その他(
Q2-2	そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセス
Į	していますか。
	政府のホームページ
	公刊されている法律集や法律書
	現地政府に直接聞く
	在外公館や JETRO 窓口に尋ねる
	現地法弁護士に聞く
	現地にいる日本法弁護士に聞く
	アクセスする方法がない
	その他(
Q2-3	知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。
	ない
	法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスでき
	ない又は著しく困難である。
	法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない又は著し
	く困難である。
	その他(
Q2-4	現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。
	法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生
	じることはない。
	法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定
	改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障
	が生じることがある。
	法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じる
	ことがある。
	その仲 (

Q2-	5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。	
] 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり) 、
	信頼できる。	
] 判断は安定しているが、費用又は時間がかかり、リーズナブルではない。	
] 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。	
] 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。	
	〕その他()
3 村	目談先について	
<u>在</u> 留	<u> 留邦人及び日本企業等の双方</u> にお尋ねします。	
Q3	法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。	
	相談したことが □ある □ない	
	あると答えた方は、どちらに相談しましたか(複数回答可)。	
	〕勤務先	
] 保険会社	
	〕現地の警察など現地政府機関	
	〕 現地のコンサルタント(弁護士以外)	
	〕現地資格の弁護士	
	〕 現地の税理士・会計士事務所	
] 日本大使館	
	〕 現地 JETRO 事務所	
] 現地にいる日本法弁護士	
] 日本にいる日本法弁護士	
	〕 学校	
	〕 その他()

4 日本法弁護士の活用の有無について

します。 **O4-1** なぜ、現地にいる日本法弁護士に相談したのでしょうか。 日本語で相談したかったから 日本人特有の事情に明るいと思ったから 日本人弁護士を紹介してもらったから 専門家に相談するのが一番だと思ったから □ その他() Q4-2 相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。 もともと顔見知りであった 日本で相談している法律事務所の海外拠点であった 日本の法律事務所から紹介してもらった JETRO など在外公館に紹介してもらった 自分・自社で独自に調べて相談した) □ その他(O4-3 現地にいる日本法弁護士に相談した結果、満足していますか。 満足している まあまあ満足している □ 満足していない 「満足している」と回答した方にお尋ねします。 Q4-3 差し支えのない範囲で、以下の事項を御回答ください。 ① 弁護士の氏名・所属: () ② 弁護士がとった具体的な解決方法: ()

Q3で<u>現地にいる日本</u>法弁護士に相談したことがある、と回答された方にお尋ね

「まあまあ満足している」「満足していない」と回答した方にお尋ねします。

Q4-4	満足できない点があったのは、なぜでしょうか。	
()
Q3 で	現地にいる日本法弁護士に相談したことがある、と <u>回答されなかった方</u> に	
お尋ねし	ンます。	
Q4-5	現地の日本法弁護士には、なぜ相談しなかったのでしょうか。	
	費用が高いから	
	弁護士以外に相談したから	
	弁護士に相談するのは敷居が高いから	
	弁護士に相談しても解決できないと思ったから	
	解決までに時間がかかると思ったから	
	現地での問題に詳しいと思わなかったから	
	日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから	
	その他()
5 現地	也資格の弁護士の活用の有無について	
Q3 で	<u>現地資格の弁護士</u> に相談したことがある、と回答した方にお尋ねします。	
Q5-1	なぜ、現地資格の弁護士に相談したのでしょうか。	
	現地法の問題については現地の弁護士に相談するべきだから	
	日本法弁護士より詳しいと思ったから	
	現地の弁護士を紹介してもらったから	
	日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから	
	その他()
Q5-2	相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。	
	もともと顔見知りであった	
	日本の法律事務所から紹介してもらった	
	JETRO など在外公館に紹介してもらった	

	自分・自社で独自に調べて相談した	
	その他()
Q5-3	現地資格の弁護士に相談してみた結果、満足していますか。	
	満足している	
	まあまあ満足している	
	満足していない	
「満5	<u>としている</u> 」と回答した方にお尋ねします。	
Q4-3	差し支えのない範囲で、以下の事項を御回答ください。	
1	弁護士の氏名・所属: ()
2	弁護士がとった具体的な解決方法:	
()
「 <u>ま</u> ぁ	<u> ちまあ満足している」「満足していない</u> 」と回答した方にお尋ねします。	
Q5-3	満足できない点があったのは、なぜでしょうか。	
	費用が高かった	
	日本人特有の事情に明るくなかった	
	言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった	
	弁護士としてのクオリティに問題があった	
	その他()
Q3 で	現地資格の弁護士に相談したことがある、と <u>回答されなかった方</u> にお尋ね	
します。		
Q5-4	なぜ、現地資格の弁護士に相談しなかったのでしょうか。	
	外国語で相談するのに抵抗があるから	
	コストがかかるから	
	知っている弁護士がいない	

	日本人特有の事情はわからないと思ったから	
	その他()
6 公的	り機関(在外公館・JETRO)による支援について	
Q3で	、 <u>日本大使館</u> 又は <u>現地 JETRO 事務所</u> に相談したことがある、と回答した	
方にお尋	尋ねします。	
Q6-1	具体的には、どちらに相談されましたか。	
	日本大使館の日本企業等支援窓口	
	JETRO 現地事務所(海外展開現地支援プラットフォーム)	
	その他	
Q6-2	なぜ、その機関に相談することを選択したのでしょうか。	
()
Q3で	、日本大使館又は現地 JETRO 事務所に相談したことがある、と <u>回答され</u>	
なかった	、 と <u>方</u> にお尋ねします。	
Q6-3	なぜ相談されなかったのでしょうか。	
	在外公館や JETRO が対応してくれることを知らなかった。	
	在外公館や JETRO から遠隔地にあり、相談にいけなかった。	
	公的な機関なので近寄りがたかった。	
	ほかに相談できる場所(日本人会等)が身近にあった。	
	その他()
7 日本	は法弁護士へのアクセスについて	
Q7-1	日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいでしょう	
カ		
	はい 🗆 いいえ	
07-2	もし利用したい場合、どういった料金体系を希望しますか。	

] 初回無料法律相談	
	初回30分5000円まで	
	上限額が決まっている	
	相談する内容によるので何とも言えない	
	〕その他()
Q7-3	3 もし利用したい場合、どういった条件が整っていることを希望しますか	0
] 日本法弁護士の人数がもっと増えて欲しい。	
	」なるべくトラブルに巻き込まれている事を知られない方法で相談したい。	
	〕その他()
Q	7-4 もし利用したい場合、現地窓口がどのような場所にあると利用しやす	
いでし	ようか。	
	日本人会	
] 日本人学校	
] 現地日本人商工会議所	
] 日本大使館	
] 現地の日系法律事務所	
] 日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所	
	〕どこでもよい	
	〕その他()
Q	7-5 窓口を利用したいと思わない場合、その理由を教えてください。	
()
8 米	国経済制裁について	
日本	企業等の方にお尋ねします。	
Q8	ミャンマーの一部の有力個人及び有力企業が、米国財務省外国資産管理局	

11

か。

(OFAC) による経済制裁対象者 (SDN リスト) であることを知っています

	はい		いいえ		
Q8-1	事業を計	十画又	は進行する上で	、経済制裁対象者が関与していることを理	1
且	日に、問題	夏が生	こじたことはあり	ますか。	
	はい		いいえ		
Q8-2	問題が生	Eじた	ことがある場合	、どのように対応されましたか。	
	対象者を	ンプロ	ジェクトから外	した	
	プロジェ	ニクト	をあきらめた		
	その他	()
				以	上